

○農林水産省告示第八百七十八号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第五十六の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(平成二十六年二月七日農林水産省告示第九十一号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるグレープフルーツその他のシトラス・バラデイシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準</p> <p>一 植物及び地域</p> <p>グレープフルーツその他のシトラス・バラデイシ(以下「グレープフルーツ等」という。)及びレモンその他のシトラス・リモン(以下「レモン等」という。)の生果実であつて、トルコで生産されたものであること。</p> <p>二、四 (略)</p> <p>五 消毒</p> <p>(一) (略)</p> <p>ア グレープフルーツ等については、生果実の中心部が摂氏二度となつた後、引き続き十九日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三度となつた後、引き続き二十三日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>イ レモン等については、生果実の中心部が摂氏二度となつた後、引き続き十六日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三度となつた後、引き続き十八日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>六、八 (略)</p>	<p>植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準</p> <p>一 植物及び地域</p> <p>グレープフルーツ及びレモンの生果実であつて、トルコで生産されたものであること。</p> <p>二、四 (略)</p> <p>五 消毒</p> <p>(一) (略)</p> <p>ア グレープフルーツについては、生果実の中心部が摂氏〇・三度となつた後、引き続き十六日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>イ レモンについては、生果実の中心部が摂氏〇・八度となつた後、引き続き十二日間その温度以下で消毒すること。</p> <p>六、八 (略)</p>

○農林水産省告示第八百七十九号

畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第十七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定事業者を次のように指定したので、同法第十八条第二項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣 齋藤 健

名称	住所	指定に係る地域	指定日
東北生乳販売農業協同組合連合会	宮城県仙台市青葉区本町一丁目十二番十二号	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	平成三十年四月一日
関東生乳販売農業協同組合連合会	東京都文京区湯島二丁目十八番六号	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都(平成二十九年十二月十四日農林水産省告示第二千八百一十一号(畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、東京都の区域を分けた区域を定める件)に規定する東京区域をいう。)	
北陸酪農業協同組合連合会	新潟県新潟市中央区紫竹山二丁目五番三十二号	新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域	
東海酪農業協同組合連合会	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目四番十二号	長野県、岐阜県、愛知県及び三重県の区域	
近畿生乳販売農業協同組合連合会	大阪府大阪市北区曾根崎二丁目五番十号	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	
中国生乳販売農業協同組合連合会	岡山県岡山市北区桑田町一番三十号	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	
四国生乳販売農業協同組合連合会	香川県高松市寿町一丁目一番十二号	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	
九州生乳販売農業協同組合連合会	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目三十二番十八号	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	

○経済産業省告示第八十一号

工業統計調査規則(昭和二十六年通商産業省令第八十一号)第四条第二項の規定に基づき、調査困難地域を次のように定めたので、告示する。

平成三十年四月十三日

経済産業大臣 世耕 弘成

都道府県名	市町村名	調査区番号
福島県	富岡町	〇〇〇一 〇〇〇二 〇〇〇四 〇〇二二 〇〇二八
	大熊町	〇〇〇一 〇〇一五
	双葉町	〇〇〇一 〇〇〇九 〇〇二二 〇〇一四 〇〇二五
	浪江町	〇〇二三 〇〇二六 〇〇三二 〇〇四二 〇〇四六
	飯館村	〇〇二二